

令和5年7月5日

青森県教育委員会第894回定例会

期 日 令和5年7月5日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

○報告第1号 議案に対する意見について 1

3 議 案

○議案第1号 青森県立図書館協議会委員の人事について 2

4 その他

○職員の懲戒処分の状況について 3

5 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 1 号

青森県立図書館協議会委員の人事について

青森県立図書館協議会委員の人事を次のとおり行う。

平井 美史

青森県立図書館協議会委員を免ずる

令和 5 年 7 月 5 日

青森県教育委員会

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和5年7月（6月1日～6月30日分）

青森県教育委員会

- 事案
- ①被処分者 東青地域青森市の中学校 教頭（55歳 男性）
 - ②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3か月未満）
 - ・ 令和4年11月28日（月）午後8時19分頃
 - ・ 青森市内の市道
 - ・ 自動車を運転中、校地内から道路に出ようとした際、左側から直進してきた自転車と衝突したものの。
 - ・ 事故の相手方（男性1名 6週間の加療）
 - ③処分内容 減給1月
 - ④処分年月日 令和5年6月22日
 - ⑤その他 管理職であることから、量定を加重

参 考 資 料

第 8 9 4 回定例会（令和 5 年 7 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1 ~ P 2
- 議案第 1 号
青森県立図書館協議会委員の人事について P 3 ~ P 5

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 概要

1 概要

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の法令上の区分が「新型インフルエンザ等感染症」から季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に移行したことにより人事院規則において防疫等作業手当の特例が改正されたことから、人事院規則に準じ、職員の特殊勤務手当に関する条例の新型コロナウイルス感染症防疫作業に係る感染症等防疫作業手当の特例規定を廃止し、廃止後に再び当該特例のような規定が必要となった場合に迅速に対応できるよう特定新型インフルエンザ等に係る特殊勤務手当の規定を整備するものである。

※「特定新型インフルエンザ等」とは、人事院規則に準じ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号の新型インフルエンザ等で、同法第15条第1項の政府対策本部が設置されたもの（人事委員会が定めるものに限る。）とする。

2 条例の改正内容

人事院規則に準じ、新型コロナウイルス感染症防疫作業に係る感染症等防疫作業手当の特例を定めた条例附則第5項及び第6項を削り、特定新型インフルエンザ等から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に特殊勤務手当を支給することとする。

改 正 前	<p>職員が人事委員会の定める区域において新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で人事委員会の定めるものに従事したとき</p> <p>→作業に従事した日1日につき4,000円の範囲内で人事委員会が定める額の感染症等防疫作業手当を支給</p>
改 正 後	<p>職員、学校職員及び警察職員が、特定新型インフルエンザ等から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で人事委員会の定めるものに従事したとき</p> <p>→作業に従事した日1日につき4,000円の範囲内で人事委員会が定める額の感染症等防疫作業手当等を支給</p>

3 施行期日

公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 概要

1 概要

知事、副知事、病院事業管理者、教育長及び常勤の代表監査委員（以下「常勤の特別職」という。）はこれまで通勤手当の支給対象とされていないが、国の常勤の特別職（H4. 1. 1～）及び他の都道府県の常勤の特別職の多くが通勤手当の支給対象とされている実態にあることから、本県においても、国等に準じ、常勤の特別職を通勤手当の支給対象とするものである。

2 条例の改正内容

常勤の特別職に支給する手当として通勤手当を追加する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

青森県立図書館協議会委員名簿

区 分	現 委 員 (R4.5.13～R6.5.12)							
	推薦団体等	所 属	職 名	氏 名	性 別	新再 の別	地域	
学校教育関係者 (2名)	教育事務所 (中南)	黒石市立 黒石東小学校	校 長	大 里 公 子	女	再	中南	
	高教研図書館部 会	県立五所川原高 等学校	教 諭	竹 浪 廣 美	女	再	西北	
社会教育関係者 (4名)	青森県読書団体 連絡協議会	(一社)八戸市 読書団体連合会	理 事	松 井 京 子	女	再	三八	
	青森県図書館連 絡協議会	五所川原市教育 委員会図書館	次 長	須 藤 紀 子	女	再	西北	
	公募委員 (青森市在住)	公益財団法人青 森県学校給食会	理 事 長	佐 藤 幸	男	再	東青	
	公募委員 (むつ市在住)	無職	—	平 井 美 史	男	再	下北	
家庭教育の向上に資 する活動を行う者(1名)	青森県子ども家 庭支援センター	おいらせ町家庭教 育支援チームしる くはあと	代 表	浜 田 祐 子	女	新	上北	
学 識 経 験 者 (3名)	(報道)	(株)東奥日報社	(株)東奥日報社編 集局文化出版部 <small>部長兼論説 編集委員</small>	秋 元 宏 宣	男	新	東青	
	(教育)	教育事務所 (三八)	五戸町 教育委員会	教 育 長	澤 田 尚	男	新	三八
	(大学)	青森中央短期大 学	青森中央短期大 学食物栄養学科	講 師	本 間 維	男	新	東青

図 書 館 法 (抜 粋)

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

青森県立図書館協議会設置条例

昭和二十七年九月二日
青森県条例第五十五号

(設置)

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十四条第一項の規定に基づき、青森県立図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平一一条例五九・一部改正)

(委員の任命の基準)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

(平二四条例四八・追加)

(委員の定数)

第三条 委員の定数は、十人とする。

(平二四条例四八・旧第二条繰下・一部改正)

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事由があるときは、委員の任命を解くことができる。

(平二四条例四八・旧第三条繰下)

(委任事項)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平二四条例四八・旧第四条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十一年条例第五九号)抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第四十八号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。